

長 建 協 発 第 7 9 号
平成 2 8 年 5 月 2 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

熊本県熊本地方の地震により影響を受けている
下請中小企業との取引に関する配慮について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 8 年熊本地震によって、九州地域において工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、同地震の発生に伴う取引上の影響は、九州地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が行われております。

つきましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、別添②「記」以下の事項にご配慮いただきますよう、全建を通じ国土交通大臣及び経済産業大臣より要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。